

令和4年3月16日の地震に関する支援 (令和4年4月1日現在)

1 被災者支援の内容

(1) 罹災証明の受付

受付開始	3月18日(金)～
受付時間	8時30分～17時15分
受付場所	市民課臨時窓口 伊達・梁川・霊山・月館の各総合支所
問い合わせ先	市民課 電話 024-575-0205 伊達総合支所 電話 024-583-5508 梁川総合支所 電話 024-577-7211 霊山総合支所 電話 024-586-1111 月館総合支所 電話 024-572-2111
受付件数	1,856件(3月31日時点)
被害認定調査	3月22日より開始、25日より順次班数を増やし、5月連休前の調査終了を目指す
問い合わせ先	税務課 電話 024-575-1138(市民税係) 024-575-1235(資産税係)

(2) 地震による災害廃棄物の受入(伊達地方衛生処理組合)

受付開始	3月18日(金)
受付時間	午前の部 8時40分～11時30分 午後の部 13時～16時
搬入場所	伊達地方衛生処理組合
日曜日の受付	4/10、17、24

※4/28まで、家電リサイクル法対象品・デスクトップパソコン以外は被災証明書の提出が不要となります。

問い合わせ先 生活環境課 電話 024-575-1228

(3) 災害見舞金

【住宅の被害に対する見舞金】

伊達市 半壊以上	100,000円
伊達市社会福祉協議会 半壊以上	30,000円
問い合わせ・申請先	社会福祉課 電話 024-575-1264 伊達市社会福祉協議会 電話 024-576-4050

(4) 農地関連災害の復旧補助制度

個人所有の農地に被害があった場合、5万円以上の工事（1カ所あたり）における土砂撤去、崩落部分の原形復旧費用に対し補助します。

問い合わせ先 農林整備課 電話 024-573-5638

(5) 上水道・下水道・集落排水使用料の還付

地震で被災し、罹災証明の交付を受けた住宅を対象に、令和4年3月（3月使用分）の上水道・下水道・集落排水の使用料金を還付します。

※罹災証明が半壊以上で対象となります。

問い合わせ先 （上水道）水道課 電話 024-573-4138

（下水道・集落排水）電話 024-573-5059

(6) 市税等の減免制度

①個人市民税

令和3年分の合計所得と損害の程度に応じて減免します。

②固定資産税の減免

損害を受けた固定資産ごとに、その損害の程度に応じて減免します。

③納期の延長措置

地震の被害等により、市税等の各納期までに納入が困難になった場合は、申請により納期を延長することができます。

問い合わせ先 税務課 電話 024-575-1138（市民税係）

024-575-1235（資産税係）

(7) 国民年金保険料の納付免除制度

地震による被害を受けたことで、国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の納付が困難場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除されます。

対象 住宅、家財その他の財産が概ね2分の1以上の損害を受けた人

問い合わせ先 国保年金課 電話 024-575-1198